

# 会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案、公表

— 法務省

去る4月2日、法務省は「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」を公表した。主な内容は次のとおり。コメント期限は5月23日0時。

## 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

(1) 株式の無償交付の対象範囲の見直し

使用人等に対する株式の無償交付の枠組みについて、取締役会の決議のみで可能とする案と、株主総会の決議により可能とする案が提示されている。

(2) 株式交付制度の見直し

子会社株式を追加取得する場合について、一般的に株式交付の対象とする案と、一定の制限付きで認める案が示されている。また、持分会社や外国会社を子会社化する場合も株式交付の対象とする提案がされている。

## 株主総会の在り方に関する規律の見直し

(1) バーチャル株主総会  
バーチャルオンライン株主総会

を定款の変更等の実施要件のもと、正式な制度とする案が示されている。

(2) 実質株主確認制度

上場会社は名義株主に対し、直近仲介機関または指図権者に係る情報の提供を請求することができる提案がされている。

(3) その他

書面交付請求制度の廃止を含めた見直しや、株主総会の決議の合理化、株主提案権に関する

規律の見直し等が示されている。

## 企業統治の在り方に関する規律およびその他の規律の見直し

(1) 企業統治関連の見直し

指名委員会等や監査委員会の権限等の見直し、責任限定契約

制度の見直しが示されている。

(2) 事業報告等および有報の開示の合理化

上場会社が電子提供措置開始

日までに事業報告等の開示事項

のすべてを記載した有報を提出

した場合、事業報告等の作成は

不要とし、会計監査人がその有

報について金商法に基づく監査

をした場合、会社法に基づく会

計監査人の監査をしたものとな

す案が示されている。

## 法人税等会計基準等の見直し

3月9日にコメントが締め切

られた、企業会計基準公開草案

94号「法人税等に関する会計基

準(案)」等について、寄せられ

たコメントの概要が紹介された。

次回からコメント対応の検討

が行われる見込み。

## 金融資産の減損

第251回金融商品専門委員

会(2026年4月10日号(No.

1773)情報ダイジェスト参

照)に引き続き、金融資産の減

損に関する会計基準のコメント

対応等について審議が行われた。

予想信用損失適用指針案にお

いて、信用リスクの著しい増大

に関する判定等について、個別

に選択して簡素化された予想信

用損失の算定方法を適用するこ

とができることが提案されてい

る。この算定方法の適用単位に

ついて、事務局から、連結グルー

プ内であっても規模やビジネス

モデルの違いから信用リスクの

管理手法が異なる場合、また、

同一企業ではあっても商品の特

性等の違いから信用リスクの管

理手法が異なる場合には、会計

方針を統一する必要はなく、そ

れぞれの環境を踏まえた会計処

理を行うことが適切である旨を

示された。

委員からは、おおよそ賛成意

見が聞かれた。また、「グルー

プ内で異なる場合に注記すべき

か検討を」との意見も聞かれた。

## 継続企業の前提

前回親委員会(2026年4

月1日号(No.1772)情報ダ

イジェスト参照)に引き続き、

継続企業の前提に関する会計基

準の開発について審議された。

I S A 570「継続企業」に対応

するために、2025年12月に

J I C P Aから監査基準報告書

570「継続企業」の改正案(以下、

「監基報570改正案」)が公表され

ている。

事務局から、監基報570改正案

と整合性を図ることとし、継続

企業の前提に関する評価期間の

開始日を、継続企業会計基準に

おいて、原則として「財務諸表

の公表の承認日」とし、継続企

業適用指針において、計算書類

および連結計算書類では「確認

日(公正妥当な会計基準およ

び会社計算規則に準拠して(連

結)計算書類等を作成する監査

契約上の責任を果たしたことを

確認した日」とする案が示され

た。また、次のとおり注記を求め

る案が示された。

## 会計

# 継続企業の前提の評価期間の開始日、検討—ASBJ

去る3月26日、企業会計基準

委員会は、第573回企業会計

基準委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

## 企業会計基準諮問会議からの報告

第56回企業会計基準諮問会

議(2026年4月10日号(No.

1773)情報ダイジェスト参

照)での審議内容について、同

諮問会議議長から報告がされた。

「のれんの非償却の導入及びの

れん償却費計上区分の変更」の

改正についての今後の進め方と

して、これまでに収集した情報

をウェブサイトに公表しそれら

の情報に上乘せすべきものがない

かについてF A S Fが情報要

請を行う(4月1日公表)等の

提案がされた旨が報告された。

る注記を行う。

① 「財務諸表の公表の承認日」において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場であったり、当該事象または状況を解消し、または改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすとき、継続企業の前提に関する注記を行う。

② 期末日後から財務諸表の公表の承認日までに継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなくなった場合、重要な後発事象の注記の検討を求める。

委員からは、おおよそ方向性について賛意が聞かれた。また、「評価期間の開始日を規定するよりは、評価期間をいつまでとするかを規定する考え方もあるのでは」との意見も聞かれた。

会計

# IFRS S2号における気候シナリオ分析に関する補足文書の追加

SSB J

去る3月25日、SSB Jは第66回サステナビリティ基準委員会を開催した。

3月13日に、ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の開示基準の改正（2026年4月1日号（No.1772）情報ダイジェスト参照）が公表されたが、その後の対応について次のとおり検討を行った。

## 基準公表後の対応

事務局は、改正基準公表後の対応として、FASBおよびIFRS財団が連名で公表している「SSB J基準」と「ISSB基準」の差異の一覧である「Schedule of Differences between ISSB Standards and SSB Standards」の更新について、ISSBと相互に確認したうえで、公表することを予定しているがどうかとした。ま

経理に「効く」法律雑字(完)

## 自由意思

弁護士 白川 敬裕

民法を学ぶ際、教科書の第1章に登場するのが「意思表示」という概念です。たとえば、飲食店を営む人が店舗用の賃貸物件を借りる場合、次の①②③のプロセスを経て、大家に申込みをします。

- ① この物件は駅に近いから、集客できそうだ(内心にある動機)
- ② この物件を借りよう(内心に生じた意思)
- ③ 賃貸の申込書を大家に差し出す(意思の外部への表示)

このように、ある動機によって生じた内心の意思を外部に表示することを「意思表示」といいます。売買や賃貸借等の契約は、「契約を申し込む意思表示」と「これを承諾する意思表示」が合致することによって成立します。

現実には、人間の内心や行動は一連のものですから、「動機」「意思」「表示」を明確に区別することはできません。法律学においては「意思」という概念を持ち出すのは、さまざまな事象を理論的かつ統一的に考えることができて便利だからです。民法における「意思」とは、「法律上の何か(たとえば売買契約)をしようとする意思」ということになります。

刑法でも「意思」という概念は重要です。「なぜ刑罰を科せられるのか」という問いに関わるからです。刑法における「意思」は、「自由意思」とも呼ばれています。そもそも人間は、自由に意思決定ができるのでしようか。

「人間は自由に意思決定ができる」と考えるなら、「自分の意思で法律を破ることを決めたのだから、その報いとして責任をとるべき(刑罰を科せられるべき)」といえます。「人間に自由な意思がある」という考え方は、法学的に「意思自由論」と呼ばれています。

これに対し、「人間に自由な意思などない。どのような行動をとるかは環境の要因によって決まっている」という考え方もあります(決定論と呼ばれています)。

決定論の考え方に従うなら、「犯罪に及ぶことは、その人の素質と環境によって、すでに決定されていた」ということになります。決定論の立場では、「なぜ刑罰を科せられるのか」という問いに対し、「すでに決まっている犯人の危険性から、社会を防御するため」と答えることになるのです。

裁判の実務では、「意思自由論」と「決定論」の二者択一ではなく、どちらの考えにも理を認め、「人

間は、素質と環境の影響を受けながらも、主体的に自己の行動を選択する自由意思を有している」と解する立場をとっています。

裁判官は、刑罰を決める際、基本的には自由意思で犯罪行為に及んだことを非難しつつ、精神障害のような素質や環境の要因なども情状として考慮します。

裁判実務のような考え方は、自由意思を絶対視せず、相対化する考え方であるため、「相対的自由意思論」と呼ばれています。

法律上、心神喪失であれば無罪となります。「なぜ、心神喪失であれば、処罰されないのですか?」と聞かれることがあります。

その理由は、「意思自由論」または「相対的自由意思論」の立場を前提にすれば、「意思の自由がまったくなかったから、責任を問えない」ということになります。

なお、重大な犯罪(殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害)を行い、心神喪失等が無罪や不起訴となった場合は、すぐに釈放されるわけではなく、医療観察法という法律に基づき、入院による医療の提供などが行われることとなります。

これまでのご愛読に感謝します。日常の一助となれば幸いです。

## 原油高が複雑にする日銀の政策判断

日銀は3月30日、「金融政策の度合いの調整を検討する」と決定会合における主な意見(3月18日、19日開催分)を公表した。経済情勢については、「わが国経済は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している」との認識の一方で、「中東情勢とそれに端を発した原油価格の上昇は、リスクシナリオとして意識すべき」との意見も出た。原油高については、「ガソリン価格の上昇など、中東情勢の緊迫化による経済的悪影響が表れ始めており、予断を許さない局面にある」と指摘されている。物価面では、「消費者物価の基調的な上昇率」は緩やかな上昇が続き、見通し期間後半には「物価安定の目標」とおおよむね整合的な水準で推移するとの見方が維持された。

しかし、「中東情勢の緊迫化により、落ち着きをみせていたエネルギー価格が上昇し、ヘッドラインCPIが再び上昇に転じる展開が懸念される」との声明もある。金融政策運営について、今回は現状維持でよいとしつつも、「間を長く空けずに金融緩和

た、ISSB基準とISSB基準の項番対照表である「Table of Concordance between ISSB Standards and SSB Standards」(ISSB基準とISSB基準の項番対照表)の更新を行うこと是非について委員に意見を求めた。委員からの賛意を受け、項番対照表の更新を行うこととした(3月31日公表)。

**補足文書の追加**

3月10日に、ISSBは「Climate resilience and

### 国際会計

## 3つのSASBスタンダード等の修正案、公表—ISSB

去る3月26日、ISSBは、公開草案「SASBスタンダードおよびIFRS 2号産業別ガイダンスに対する修正案」(Exposure Draft of Proposed Amendments to the SASB Standards and IFRS 2 Industry-based Guidance) (以下、「本公開草案」)を公表した。コメント期限は7月24日。

**本公開草案の概要**

本公開草案は、次の3つの産業を対象として、SASBスタンダードの修正を提案している。

- ・ 農産物
- ・ 食肉、家畜および乳製品
- ・ 電気事業者および発電事業者

加えて、この3つの産業について、提案されたSASBスタンダードの修正と整合する形で「IFRS 2号の適用に関する産業別ガイダンス」の指標を修正する提案が同時に行われている。

ISSBはSASBスタンダードの改善を段階的に進めており、本公開草案は、ISSB

が優先度が高いとした12の産業のうち、2025年7月に修正案を公表した9つの産業(採掘・鉱物加工セクターの8産業および加工食品)以外の3つの産業を対象としている。修正の目的は、2025年7月の修正案と同一であり、次のとおりとされている。

- ・ SASBスタンダードの国際的な適用可能性を改善する
- ・ 投資家の情報ニーズへのフォーカスを維持しつつ、GRI、ESRSおよびTNFDなどの他の基準との相互運用可能性を高める
- ・ SASBスタンダードにおける自然関連開示および人的資本についての開示トピックスと指標を改善し、ISSBの関連プロジェクトと整合させ、関連プロジェクトへの関係者のインプットを得る機会とする
- ・ SASBスタンダードとISSB基準の用語および概念を整合させる

### 適用関係

発効日は最終化された文書の公表後12〜18カ月の間とし、早期適用を認めることが提案されている。

「意図せざるバイアス」が生じるリスクがある」という点だ。「基調的な物価上昇率が2%を超えて上昇し続けることは避けなければならない」との意見も出た。日銀は、景気回復と物価安定という2つの使命が同時に脅かされる、かつてない難局に立たされている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年3月27日	「記述情報の開示の好事例集2025」の最終版	金融庁	有報の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載に参考となる開示例を取りまとめたものの最終版。MD&A、事業等のリスク、重要な契約等、コーポレート・ガバナンスの状況等が追加されている。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260327.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260327.html</a>
2026年3月27日	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等(識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む)	金融庁	令和7年度の有報レビューにおいて実施された、重要な契約等の法令等改正のほか、サステナビリティに関する企業の取組みの開示等の重点テーマの審査について、審査結果および審査結果を踏まえた留意すべき事項等を公表するもの。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260327.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260327.html</a>
2026年3月31日	内閣府令28号 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令等	金融庁	ASBJによる企業会計基準37号「期中財務諸表に関する会計基準」等および実務対応報告48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の公表に伴い、所要の改正を行うもの。あわせて2025年10月16日までに公表された期中会計基準等を、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とする告示(11号、12号)も改正された。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260331/20260331.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260331/20260331.html</a>
2026年3月31日	企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件(令和八年金融庁告示第三号)の一部を改正する件(案)	金融庁	金融庁長官が定めるサステナビリティ情報の作成および開示に関する基準として、2026年3月13日にSSBJから公表された、温室効果ガス排出の開示に対するSSBJ基準の改正を指定するもの。コメント期限は4月30日。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260331/20260331.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260331/20260331.html</a>
2026年3月31日	法律12号 所得税法等の一部を改正する法律等		令和8年度税制改正として、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げるしくみの創設、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設、研究開発税制の強化、賃上げ促進税制の見直し、防衛特別所得税の創設等を行うもの。同日付で、「地方税法等の一部を改正する法律」や関連政省令も公布されている。 <a href="https://www.kanpo.go.jp/20260331/20260331t00017/20260331t000170000f.html">https://www.kanpo.go.jp/20260331/20260331t00017/20260331t000170000f.html</a>
2026年4月1日	金融庁告示15号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	IASBが2025年12月31日までに公表したIFRS19号「公的説明責任のない子会社：開示」、IAS21号「外国為替レート変動の影響」を、連結財務諸表規則312条に規定する指定国際会計基準とするもの。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260401/20260401.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260401/20260401.html</a>
2026年4月1日	内閣府令35号 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	金融庁	改正労働施策総合推進法および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、従業員の状況等に関する開示について所要の整備を行うもの。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260401/20260401.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260401/20260401.html</a>

証 券  
米大統領演説に冷静であった  
株式市場

3月の株価推移を振り返ってみると、日経平均はホルムズ海峡の動静、原油の在庫・供給・輸送の実態情報に振り回されて一進二退を繰り返して、月間では13%の下落となった。一方、石油供給を中東に頼らない米国の株価は同5%程度の下落にとどまった。トランプ米大統領はこれまでの対イラン戦争の成果を踏まえ、今後の見通しを直接国民に話すことを公表した。演説は4月2日とされたが、前日の日経平均は2,600円上昇、一気に53,700円まで回復した。主要国株価も同様の動きで、世界的な大統領演説に対する期待の表れであった。

演説は東京市場の取引時間中に実況中継されるという、経験したことのないような事態であった。演説が進むにつれ、朝方は前日より高値圏にあった日経平均は次第に下げ幅を広げていき、前場の終わりまでに1,500円を超える下落となった。

演説はイランの核開発能力を破壊したこと、イランの邪悪な指導層を一掃し、穏健な指導者による体制に変わったことを自ら自賛した。そして、イランが停戦を受け入れないのであれば、強力な軍事力の行使を、3週間行うと宣言した。このような話では、とても市場を満足させることはできないだろう。市場が最も気にしているホルムズ海峡の安全通行、原油の量的確保、価格上昇の歯止め、といった問題への言及がほとんどなかった。演説後、イランの革命防衛軍はただちに反論の声明を公表、ミサイル、ドローンによる反撃を止めないと表明した。ホルムズ海峡の開放など問題外といった姿勢である。

このように今後も停戦の機運が高まることは期待薄といわざるを得ない。ただ、最新の動きとして注目に値するのは米国内における反トランプ運動の高まりである。特にこれまでトランプ支持であった勢力が大統領の強硬政策をめぐって分裂する兆しをみせてきたことである。この秋の中間選挙を気にしている大統領がこれにどう対応しているか、注目される。